

# 保育料徴収基準額表

(平成21年4月1日より適用)

各月初日の保育の実施児童の属する世帯の階層区分		徴収基準額(月額)	
階層区分	定 義	3歳未満児の場合	3歳以上児の場合
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	円 0	円 0
B	前年度分の市町村民税非課税世帯	0	0
C1	A階層を除き前年分の所得税非課税世帯 前年度分の市町村民税課税額が均等割額のみ在世帯	3,680	2,180
C2	前年度分の市町村民税課税額に所得割額がある世帯	4,660	3,850
D1	A階層を除き前年分の所得税課税世帯 前年分の所得税課税額が8,000円未満である世帯	7,550	6,530
D2		12,080	10,020
D3		19,740	13,140
D4		26,010	15,130
D5		31,590	17,180
D6		34,760	17,900
D7		40,990	20,020
D8		45,630	21,960
D9		47,840	22,980
D10		52,470	25,350
D11		55,100	26,780

**備考**

- 1 世帯の階層区分は、保育の実施児童と同一世帯に属し、かつ、生計を一にしている扶養義務者の課税額の合計額をもって認定する。ただし、祖父母同居世帯において、当該世帯の生計が父母の収入によって成り立っていると認められる場合(父母に前年分の所得税が課税されている場合をいう。)は、祖父母の課税額は、合算しないものとする。
- 2 3歳未満児とは、法第24条第1項の規定による保育の実施が行われた日の属する月の初日において3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度の途中で3歳に達した場合においても、その年度中に限り3歳未満児とみなす。
- 3 同一世帯に2人以上の児童(就学前の児童に限る。以下この項において同じ。)がいる場合で次の各号のいずれかに掲げる要件に該当するときの徴収基準額は、下表によって得られた額とする。
  - (1) 児童のすべてが保育の実施を受けているとき。
  - (2) 保育の実施を受けている児童以外の児童が次のいずれかの施設に入園又は入所しているとき。
    - ア 幼稚園
    - イ 認定こども園
    - ウ 特別支援学校幼稚部
    - エ 知的障害児通園施設
    - オ 難聴幼児通園施設
    - カ 肢体不自由児施設通園部
    - キ 情緒障害児短期治療施設通所部
  - (3) 保育の実施を受けている児童以外の児童が児童デイサービスを利用しているとき。

1人目(年齢が1番目に高い児童をいう。)	徴収基準額
2人目(年齢が2番目に高い児童をいう。)	徴収基準額に2分の1を乗じて得た額(10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。)
3人目以降(年齢が2人目の児童より低い児童をいう。)	無料

- 4 市町村民税課税額とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の7並びに附則第5条第3項及び第5条の4第6項の規定を適用しない額とする。
- 5 所得税課税額とは、所得税法(昭和40年法律第33号)第92条第1項及び第95条第1項から第3項まで、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の19の2第1項及び第41条の19の3第1項並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条の規定を適用しない額とする。